

「平成27年・犯罪抑止アクションプラン」の取組について（案）

1 趣旨

平成26年中における県内の犯罪情勢は、犯罪認知件数が前年に比べて大きく下回り、その減少率は全国2位を記録し、また、抑止目標としていた犯罪率についても全国平均以下となり、目標を大幅に達成した。

しかしながら、詐欺事案については前年対比で増加し、中でも特殊詐欺は、平成26年中、認知件数は121件、被害額については過去最悪であった平成25年を上回る約5億6,600万円となり、きわめて憂慮すべき状況となっている。また、「子ども・女性」といった犯罪弱者を狙った卑劣な犯罪についても、前年対比では減少したものの、引き続き高い発生傾向が続いている。

そこで、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議においては、本年4月1日に「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部改正が施行されることに伴い、特に「地域の実情に応じた犯罪抑止活動の促進」「高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者の特性を踏まえた犯罪抑止対策の推進」「特殊詐欺を事業者や家族など周囲の人の協力により水際で防止する対策の推進」の取組を一層強化し、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開しようとするもの。

2 名称

「平成27年・犯罪抑止アクションプラン」

3 期間

平成27年12月31日まで

4 目標

- 犯罪抑止目標 さらなる減少を目指す
～ みんなで取り組もう！ アンダー12,000件 ～
- 重点犯罪 特殊詐欺、子ども・女性対象犯罪、自転車盗、万引き、住宅侵入盗

5 取組方針

犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、別添「平成27年 犯罪抑止のための行動指針（案）」に示す具体的な取り組みを県、市町、県民および事業者等が一体となって実践する。

6 主な取組内容

- (1) 行政、警察、関係機関・団体、自主防犯活動団体等が連携した、地域の実情に応じた防犯活動
 - ・ 県、市町、警察、関係機関・団体および自主防犯活動団体等が一体となり、社会気運を高めるための「目に見える防犯活動」を展開する。
 - ・ 行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会における相互の連携を密にし、犯罪発生状況等の情報を共有するなど、各地域の実情に応じた情報発信や防犯対策を推進する。
- (2) 重点犯罪に対する取組
 - ア 特殊詐欺
 - ・ 2月および10月を「特殊詐欺抑止月間（仮称）」に指定し、高齢者を中心とした県民に対する被害防止を呼びかける啓発活動を実施するとともに、特殊詐欺に利用されるおそれのある役務を提供する事業者に対し、被害を水際で防止する対策の推進を集中的に呼びかける。

- ・ 年金支給日（隔月）である毎月15日を「特殊詐欺防止強化日」に指定し、金融機関などにおける高齢者等への啓発を集中的に実施する。
- イ 子ども・女性対象犯罪
 - ・ 9月中に「女性対象犯罪抑止期間（仮称）」を設定し、女性が対象となる性犯罪や声かけ事案の被害に遭わないよう防犯教室等の啓発を実施するほか、自主防犯活動団体等との協働による防犯パトロール強化などの取組を集中的に実施する。※痴漢等被害防止旬間（毎年9月に実施）
 - ・ 10月中に県内の小学生を対象とした地域安全マップコンクールを実施し、子どもが自ら防犯上の危険箇所を把握することによる、危険回避能力の向上を目指す。
 - ・ 滋賀県警察がホームページの「滋賀県警察犯罪発生マップ」において情報発信している不審者情報を活用した、子ども・女性に対する集中的な警戒活動を推進する。（1月1日から試行実施し、4月1日から本格実施）
- ウ 自転車盗、住宅侵入盗
 - ・ 「ロックでガード大作戦」を年間を通じて実施することとし、本年は、対象を自転車等の乗り物だけでなく、住宅等への鍵かけについても併せて啓発することとする。特に5月中は「自転車安全利用月間（仮称）」に伴い、自転車に対する集中的な啓発を実施する。
- エ 万引き
 - ・ 「万引きストップ大作戦」を年間を通じて実施することとし、事業者と連携した取組や県民への啓発活動を展開する。
- (3) ゆる3プロジェクト・防犯キャンペーンの継続実施
 - ・ 県、県警、各市町、県民および事業者が一体となった県民総ぐるみ運動の「ゆる3プロジェクト・防犯キャンペーン」を継続実施することとし、平成26年中に「犯罪ゆる3隊（県・県警キャラクター）」から犯罪ゆる3隊員として任命を受けた各地域のゆるキャラ等を再任命して、犯罪ゆる3隊を中心とした防犯啓発活動を展開し、県民に防犯意識の高揚を呼びかける。

7 実践県民会議構成団体等による犯罪抑止アクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 犯罪発生情報や防犯対策等をそれぞれの傘下組織に円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (2) 全国地域安全運動の期間（10月11日～20日）中は、構成団体相互に連携を強化して防犯活動を集中的に推進する。
- (3) 構成団体の取組において、積極的かつ効果的な防犯活動が認められる場合は、その実績に即して、積極的な賞揚が行われるよう配慮する。
- (4) 毎月20日の「地域安全の日」にあわせて、効果的な防犯活動を展開する。
- (5) 地域や職域等における防犯ボランティアの結成や活性化に配慮するとともに、青少年の防犯意識や規範意識の向上を図るため、若年世代が参加する防犯活動（ヤング防犯ボランティア）の積極的な促進を図る。
- (6) 県民総ぐるみ運動の一層の推進に資するため、事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかけるなど裾野の拡充を図る。
- (7) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づいた、防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。